

厚木市文化会館利用申し込み抽選会に関する注意事項

1 実施日時

- (1) 申込可能月の1日に実施（1日が休館日の場合は、最初の開館日）
- (2) 抽選時間 午前10時から（予備申請を抽選時間までに行ってください）

2 申込対象者

- (1) <市内の方>は利用希望日が属する月の7ヶ月前の初日、<市外の方>は利用希望日が属する月の6ヶ月前の初日に申し込みができます。
- (2) <市内の方>とは、市内に居住し、住民登録されている個人、活動拠点が市内の団体又は市内に事務所（営業所）を有する法人を指し、<市外の方>とは、これ以外のものを指します。また、市外の方が申し込み期間外に誤って申し込みをされた場合は、失格といたします。

3 予備申請票の記入、提出

- (1) 利用を希望する個人、団体又は法人は、抽選会場で配布する申請対象月の月間カレンダーを基に利用可能な日時、施設を確認の上、予備申請票に必要事項を記入し、抽選時間までに受付へ提出してください。
- (2) 重複する個人、団体又は法人の申請はお断りします。
※ 1つの催し物に対して、複数の個人、団体又は法人が申し込むことはできません。
- (3) 大ホール、小ホール及び会議室は、5日以上連続して利用することはできませんのでご注意ください。また、複数の日程を同時に申請することもできません。

4 抽選

- (1) 抽選は、予備申請票の受付番号順に予備抽選を行い、予備抽選の番号順で本抽選を行うものとします。本抽選では、施設利用の申込順を決定します。

5 利用申請及び利用料の支払い

- (1) 本抽選終了後、利用者は速やかに事務所において利用許可申請を行ってください。
- (2) 申請を受理した後に利用許可決定通知書を発行します。利用許可決定通知書に基づき、利用料を支払ってください。

6 追加申請

抽選及び申請の処理を全て終えた時点で、追加申請を行うことが可能です。追加申請の希望者で再度予備抽選を行い、本抽選に進み、本抽選の番号順に施設利用日を申請してください。ただし、競合する相手がない場合に限りに、空いている日程の中から、自由に選択できるものとします。

7 利用者決定後の変更・取消

- (1) 申請後の利用者の変更や、利用内容の変更はできません。
- (2) 予備申請の重複申し込み等、不正が発覚した場合には、利用許可を取り消し、以後1年間利用申し込みを不受理としますのでご了承ください。